

生活困窮者自立支援制度と 関連施策の連携のあり方等について

生活困窮者自立支援制度と関連施策の連携のあり方等について

【現状と課題】

- 生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮するおそれのある者や生活困窮の状態にある者に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るもの。「本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念のもと、生活全般にわたる包括的な支援に取り組んできた。
- 「包括的かつ早期の支援」については、自立相談支援事業を中核として、様々な他制度と連携することで、生活困窮者本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施してきたが、コロナ禍で相談者の抱える課題がより一層複雑化・複合化するとともに、個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の新たな相談者層が顕在化した。
- 平成29年の社会福祉法改正により、こうした困窮制度の考え方と他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせた「地域共生社会」が共通理念化され、また、令和2年の同法改正により、この理念を実現するための一つの施策として「重層的支援体制整備事業」が創設された。この他にも、近年、「就職氷河期世代」「孤独・孤立」「ヤングケアラー」といった、特定の属性・状況に着目した重点的な支援策が取りまとめられてきたところ。
- 「生活困窮者支援を通じた地域づくり」については、法施行以来、生活困窮者が地域で孤立することなく、「支える」側に立つこともできるよう、各地で実践が図られてきた。自治体の中には、生活困窮者の就労・就労体験先の開拓を通じ、人手不足といった地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組等を実施している例も見られている。国としても、生活困窮者等と地域のつながりを確保することを目的として、令和4年度より「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を実施。

【考え方】

- 生活困窮者自立支援制度における、多様で複合的な生活困窮者の課題について広く受け止める包括的な支援の実践は、地域共生社会の実現や重層事業の重要な基盤となり得るものであり、これらの取組とより一層の連携を進めていくことが必要。また、コロナ禍で顕在化した新たな相談者層に対応するため、これまで連携してきた他制度以外の制度とも連携を進めるとともに、特定の属性・状況に着目した近年の支援策については、自立相談支援機関等が各種支援策の状況をリアルタイムで把握し、それぞれの関係機関等にも困窮制度を周知することで、相互の支援や適切なつなぎに活用していくことが重要。
- あわせて、地域共生社会の実現に向けては、属性・世代にとらわれない、他分野の支援機関や地域住民等との協働をさらに進めた地域づくりが重要。生活困窮者支援の観点からは、生活困窮者の地域における居場所づくりや社会参加を支援していくことが必要。

【論点】

- 生活困窮者の抱える課題の多様化・複雑化・複合化に対して、より効果的な支援を行うために、地域共生社会を実現する地域づくりに資する取組を推進するなど、関連施策との連携を強化することが必要ではないか。

参考資料



生活困窮者自立支援制度の理念と課題

理念・支援のかたち

理念

生活困窮者の自立と尊厳の確保

- 生活困窮者本人の状態に応じて自立の形は多様であることを理解し、本人の意欲や想いに寄り添った支援を行うこと。
- 相互の信頼関係を構築し、一個人として対等な関係性を保つこと。

生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 生活困窮者の早期発見・見守りのため、地域のネットワークを構築し、公的支援のみならずインフォーマルな支援や地域住民の力も含め充実すること。
- 地域課題を解決するという視点から、生活困窮者の働く場や参加する場を広げていくこと。

支援のかたち

包括的な支援

- 生活困窮者やその世帯が抱える多様かつ複合的課題に包括的に対応すること。
- 地域の関係機関・関係者との連携を図ること。

個別的な支援

- 社会的自立から経済的自立へ、個々人の段階に応じて最適なサービスや制度を提供すること。

早期的な支援

- 「待ちの姿勢」ではなく、地域のネットワークの強化による情報把握や訪問支援など、積極的に生活困窮者との接点を見つける努力をすること。

継続的な支援

- 本人の状況に合わせて、切れ目なく段階的・継続的に支援を提供すること。
- 制度に基づく支援が終結した後も、地域全体で継続的な支援を考えること。

分権的・創造的な支援

- 地域が主体となって、社会資源を適切に把握し、不足している場合は積極的に創造していくこと。
- 官と民、民と民が協働し、それぞれの地域にあった柔軟で多様な取組を行うこと。

課題

- 支援員やアウトリーチ人員の充実
- 自治体における潜在的な支援ニーズの調査・把握
- 相談員の能力向上
- 活用可能な社会資源の把握・開拓
- 地域づくりのノウハウ
- 他分野や他の支援機関との連携強化
- 任意事業の実施率向上
- プランにおける目標設定や支援終結の考え方
- 支援会議の設置促進

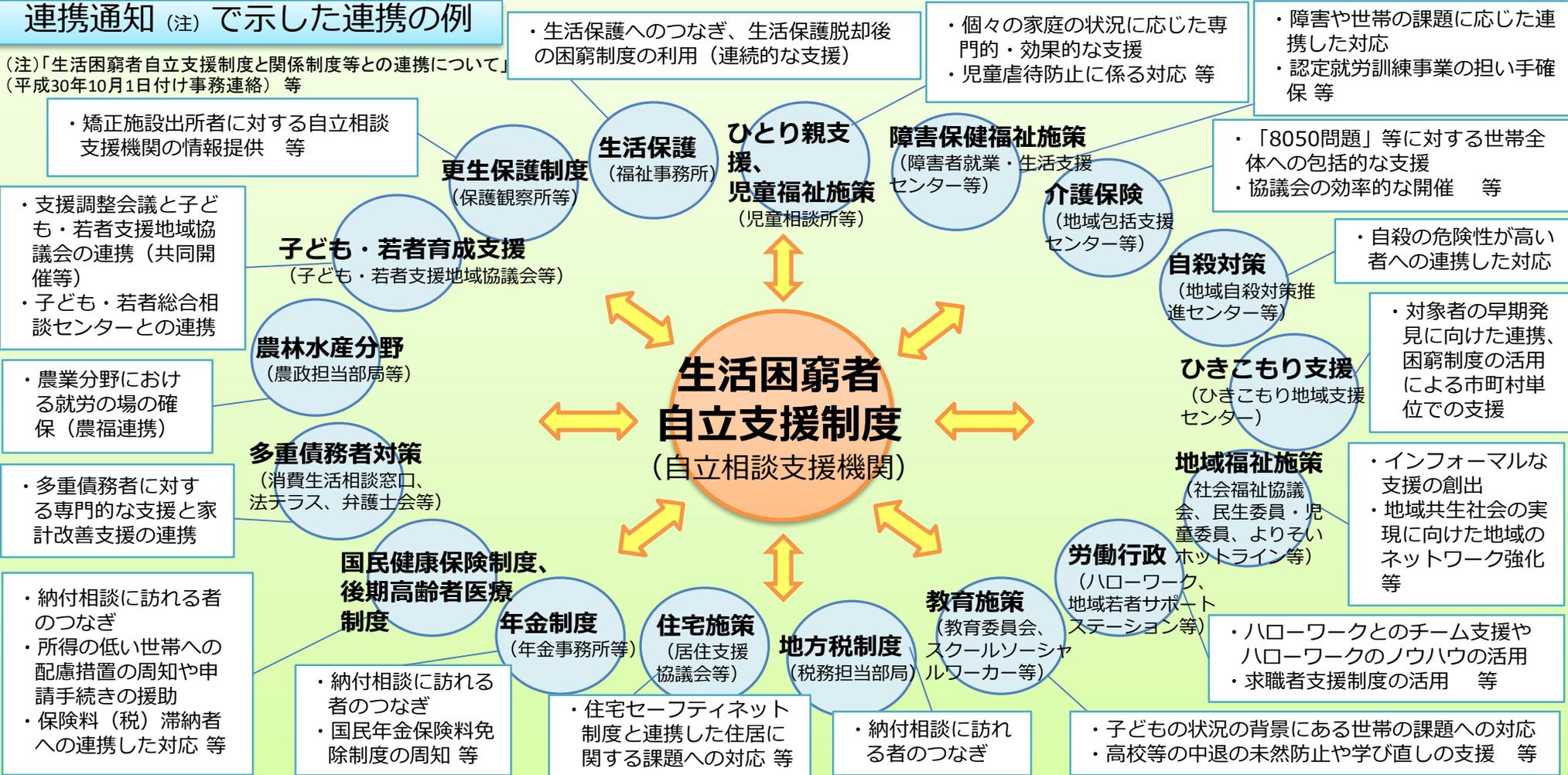
上記課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による相談者数の増加と相談者像の変化に伴い、住居確保給付金や特例貸付等の事務が増加し、個人の自立に向けた支援が行えないなど、理念に基づいた支援がより困難な状況になっている。

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知 (注) で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡)等



コロナ禍で顕在化した新たな相談者層（個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等）や支援現場の実態、他制度の状況等を踏まえ、上記以外の制度との連携のあり方や、すでに発出している連携通知の内容について検討。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

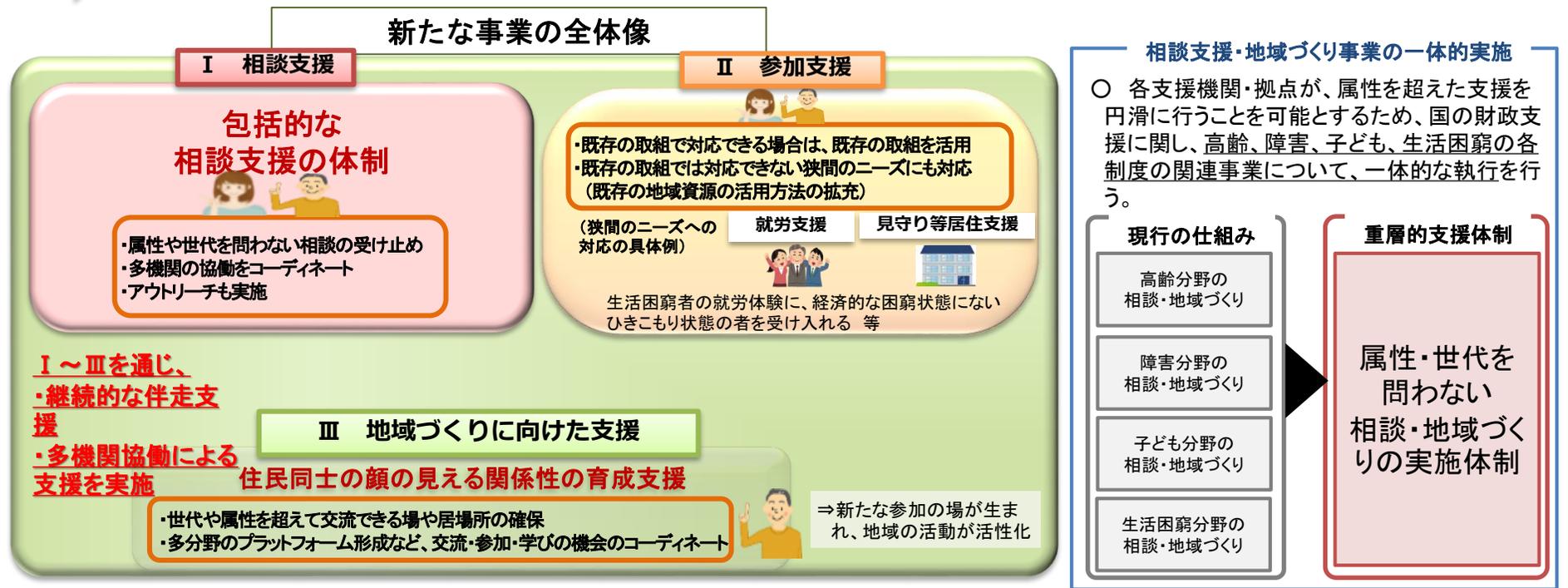
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

→ 令和3年4月1日施行



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

➔

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

令和4年度予算 594億円の内数（新規）

【要旨】

- 「血縁、地縁、社縁」という日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」機能の脆弱化と、人口減少に伴う地域社会の担い手不足が加速化する中で、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していくことが、地域共生社会の目指す姿である。
- また、コロナ禍においては、孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中で、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。
- これを踏まえ、身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させない予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりなどに資するよう、新たに、生活困窮者や望まない孤独・孤立に悩む者と地域とのつながりを適切に確保するための「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を創設する。

【事業内容】

- ①課題を抱える者を早期に発見するための地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援・情報発信等
- ③課題を複雑化させないための地域コミュニティの場を形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

【実施主体】 市町村

（管内市町村における取組を総合的に調整する場合は都道府県可）

【補助率】 1/2

【事業イメージ】

